

をつくることにある、という。

本報告の課題は「家」という社会構造を、成員間の役割分担、経済との関連（土地所有・相続）、意識の三つのレベルで捉え、かららを統合した社会的・歴史的存在としての家の社会構造をトータルに提示することである。ここで、研究方法として制度論的アプローチをとる。制度論的アプローチとは、三領域各々において個人が功利的・情緒的行為する状況的レベルから行為が規範化・規則化され制度として固定されるまでのレベルがあり、それらの社会形象化と制度としての展開のプロセスを研究対象とするものである。

報告　家の社会構造—諸説整理を中心として—

農業総合研究所 相川良彦

一 「家」研究の課題

一九八八年村研大会で光吉利之は、①家族構造は家族規範と生活状況との相互作用において決まること、②家族規範には、成員自体の規定、成員と物的装置との所有関係、成員間の関係を規制する役割が含まれること、③わが国伝統家族には、直系制家族と非直系制家族の二類型があり、それに対応した集落構造の類型化（同族型と地域的キンドレッド）の存在すること、を主張した。また、正岡寛司は、「家」研究において社会制度、集団・組織、個人の志向・行為の三つのレベルがあること、今日の課題は各々の概念と相互の関係を明確化し、それらの階層のダイナミックスを説明する分析枠組み

二 「家」研究の諸説整理

(1) 家族社会学の成立（形態・機能論→機能論&構造論）

〔1〕形態・機能論

戸田貞三は、家族の集団的特性として、①家族は夫婦、親子など近親者集団、②成員の感情的融合にもとづく共同社会、③成員間に従属関係、④経済的に共産的関係、⑤種族保存機能、⑥宗教的共同体、の六点を挙げる。そして、より普遍性のある項目こそ家族の核であるという視点から六項目のうち、⑤、⑥はマイナーとして除外し、①と②を基礎にすえ、③、④はそこから派生するところの機能だとみるのである。他方、有賀喜左衛門の場合、④物質的な生活保障と経済的な共産的関係を最重視する。有賀は、伝統的「家」の構造を、「家」の財産への権利意識をもつてする生活共同→秩序づけられた生活諸機能の分化・連関と役割の遂行→成員の感情融合という秩序で捉え、大家族の典型事例研究を通じて例証していく。

ところで喜多野清一はM・ヴェーバーに依拠しつつ「家」概念を

整理し、かつ二元論的に両論の接合をはかる。すなわち、「家」とは伝統的權威にもとづいて定められた「家」諸規範を行使する家父長と、それに人格的に恭順し服属する家族成員との結合・共同を核とし、経済的共同や感情的融合はそこから派生する。と同時に、もう一方で「家」も又家族にはからならず、家族的小結合の基体をもっている、と。

周知のように、戸田・喜多野と有賀との間には、「家」をめぐる密度の濃い論争があった。青山道夫によれば、論点の一つは、有賀の喜多野批判：喜多野のいう『核としての小家族』は小家族を家族一般の構成原理なし単位として抽象化するために、歴史的社會的現実としての家族を説明できない。

喜多野の反論：核としての小家族結合は、家族結合の本質に基づく理論的帰結であるから『歴史的社會的現実としての家族を説明』するものではない。しかし、それは現実の歴史的社會的家族を家族として規定する理論的基準を与えるものである。

結局、喜多野は有賀が家族の歴史的・社會的現実などといつて家族の存在を規制するものが全体社會であるとみているが、有賀が最もかんじんな家族結合の本質が何であるかを理解していない、と家族社會学の立場から批判したのである。その後の家族社會は内部構造論・機能論へと専門特化して、社會的・歴史的な研究視点を希薄化させていった。他方、日本農村社會学は、社會的歴史的な研究視点を堅持したものの、家族構造それ自体の研究を発展させなかつた。有賀、喜多野の問題指摘は、結果として的を射ていたと言える。

〔2〕機能論・構造論の展開

日本の家族研究は、小山隆、森岡清美らの主導のもとに、昭和30年

代以降都市夫婦家族を対象に小集團研究として発展した。例えば森岡において、家族社會学の中心課題は家族という集團の研究である。そして、分析の基礎単位として現代の家族社會学がとり出したのが核家族である、とされる。小山隆は、家族の内部構造を家族員の役割面からとりあげた。ここで役割とは、家族員が家族内の關係構造において与えられる位座と結びついて社會的に期待される行動様式を指す。そして役割行動に対する期待と現実との間のずれを地域・職業・階層差として捉えることにより、家制度崩壊と家族の近代化の過程を明らかにしようとする。マードックの核家族論の影響をうけた彼らの家族社會学研究は、その後、家族機能を細分・性格づけし、また、対個人と対社會へ家族機能を分けることによって、近代化の中での家族の変遷をも位置づけようとした山根常男、大橋薰らの研究へと連なる。ただ、彼らの研究は家族機能の測定技法を持たぬ思弁的な整理学であったために後が続かない。むしろ家族機能論は社會人類學の分野における中根千枝によつて、再構成される。中根も、家族と「家」を峻別する。そして、まず家族に不可欠な構成要素を、戸田同様普遍性を基準として四つ抽出する。具体的には①血縁（親子、きょうだい関係）、②食事（台所、かまど）、③住居（家屋、部屋、屋敷）、④經濟（消費、生産、經營、財産）、である。その中で家族と呼ばれる集團の最低必要条件を、①親子、きょうだい関係、と②寝食を共にする、の二つにおく。次に直系家族の構造原理は父→息子の繼承線にあり、その背景には「家」という明確な社會的単位の存続がある、とみる。この「家」を形成する必要条件は、③家族が居住し、その基盤となる④財産を含む經濟的關係のあることである。その結果、「家」においては、家族と生活共同体、

財産共有体の範囲が一致し、明確な単位としての独立性を保持することになる。

マードック・戸田・小山のもう一つの流れは、ウォルフらの勢力調査法の適用等と相まって夫婦の分業、勢力関係等の実証研究へと発展し、家族社会学の中心的分野となる。ただ、その研究は対象を都市家族の、家族員間の役割関係に限ることによって、歴史的、社会的視点を希薄化させていった。この家族の内部構造論研究は、農漁家家族の調査研究にも適用されることになる。この分野での適用例は数少ないが、兼業化・都市化の農家への影響をみるという歴史的・社会的視点への配慮はなされているようである。

鈴木栄太郎によれば、家族は家族員がとり結ぶいろいろな社会関係の累積体であり、この社会関係の網の目には一定の秩序がある。そして家族員には家長との社会的距離に応じた一定の位座が定められる、とする。湯沢雍彦は漁村家族の権威・勢力関係について、①都市家族に比べて妻優位型が多い、②日常的事項は妻に決定が委ねられている、③家族の権威構造にもっとも影響するのは、現在の家族構成と夫婦の就労内容である、④都市化は、漁業従事者に多い夫婦一致型、妻が海女である家族に多い妻優位型を減少させ、夫婦分業型を増加させる、等の特徴を見出した。長谷川昭彦によれば、①農家二世代夫婦の生活分離は農業経営、農業収入、炊事面で小さく、会計面でやや大きい、②専兼別では、農業収入を除いて、兼業農家の方が分けている割合が高い、③家事細目の決定では、父は資産所有面で、妻は家事の一部と子どものしつけ面で、決定権をもつ割合が多いものの、概して夫が決定権をもっている。そして、家族関係の近代化につれ、生活の分離が起きるが、まだその程度は部分的に

とどまる、と結論づける。光吉利之によれば、山村は漁村に比して、家族の連続性意識において強く、逆に、夫の権威においては弱い、という。そして、その理由を、直系制家族構造をもつ当該山村の場合、兼業多就労化とともに家計の安定によって家族の直系的連続性は維持されるが、家長権の緩みもまた生じるからだと説明する。

報告者は、伝統的な家制度の濃厚な直系家族（東北地方、「家」型）と家制度の弱まつた直系家族（西南日本、弱「家」型）、そして直系家族ではあっても生活様式が個人化して夫婦家族的になった農家家族（都市近郊や畑作地帯、非「家」型）の三類型に分ける。①役割分担は、いずれも家族分業型が多く、その明確度は、非「家」型▽「家」型▽弱「家」型の順になる。ただし、役割分担の仕方は「家」型において担当者の専決が一般的なのに対し、他の二型では複数で分けあう（相談しあう）形が増える。②概して世帯主の決定・担当する項目が多く、妻は会計を決定・担当する、③父は所有権、あとつぎは農業経営権にかかる割合が多い、④隠居と資産相続とはごく部分的にのみ関連する。⑤隠居の発生頻度は、非「家」型▽「家」型▽弱「家」型の順である。概括すれば、非「家」型では、生活の諸契機に応じて隠居が意識的に行われているのに対し、「家」型と弱「家」型とでは仕事の分業を契機に、生理・就業条件に応じて自然と行われるのである。その中では、「家」型の方が弱「家」型より明確である。なお農村での兼業化の進行は、①専決を減少させ、家族協議を増加させる、②役割分担を不明確にして、隠居を促らせる、等を指摘した。

(2) 社会経済学的家族論
経済条件が社会構造に与える影響面に焦点をあて、①近代的土地

所有の性格と小農の行動様式、②戦後農家の資産相続のあり方、について論述する諸研究を取り上げる。

「1」近代的土地所有権と小農の行動様式に関する諸説

川島武宣によれば、封建的土地所有はゲヴェーレである。そこでは、事実支配そのものを権限からなれて独立に保護していらないので、「物支配の保護を物支配の事実と不可分にのみ認める」ということが基本原理」となっている。所有の対象は「価値」ではなく「利⽤」であり、物権と債権との区別が確立されていなかった。小倉武一は、封建的土地所有権との対比で私（地主）的⼟地所有権という概念を提起し、近代的土地所有権はその外延あるいは典型と位置づける。そして、封建的土地所有権は、土地の領有（所有権）と保有（用益権）とがそのまま上と下とへの拘束支配に結合するのであるから、用益権は所有権に従属する。つぎに地主所有権においては、封建的土地所有権のごく所有権と用益権の本來的分離ではなく、所有権から用益権が後来的に派生する。しかしこの派生した用益権は、所有権に従属している。さらに近代的土地所有権においては、土地所有権は観念化され、一切の人間関係から切り離される。土地所有権と用益権とは契約により対等の立場で関係しあう、と規定する。さらに、稻本洋之助は、近代的土地所有権の近代性を、土地に投下された資本が土地の私的所有ないし商品化にかかわらず、土地所有と対等の関係において保障されるような法的仕組みに求める。次に、これら土地所有権と社会関係のかかわり方を整理する。

川島によれば、封建制社会は、物（特に土地）の利用とそこでの具体的な人間対人間の関係（領主と隸農、主君と家来、村落民相互間）とが不可分な一体をなした社会であった。他方、近代的所有権

はその私的性質の故に、一切の人的関係から分離され、単純に物質に対する権利となり、同時にその反面において人間対人間の関係は物財に対する所有関係から分離された單純な人的な関係となる。そのため、近代的所有権は常に現象的には私的支配でありながら、その後には全資本制社会の生産・再生産の構造が存在するのである。具体的には、明治の制度改革は土地所有者へ私的所有権を与えることによって、所有と契約の分裂をもたらした。その中で、霧細な農業生産様式をひき継ぎ、封建的な経済外強制（家族・集落の共同体的関係を含め）が地主—小作関係に移転し引き継がれた明治前期においては封建的な制限や拘束への対抗から、所有権の私的性質のみが前面にあらわれた。ついで、私的性質の絶対化・乱用に対する対抗・修正という消極的な形で明治中期以降に、所有権の社会的性質が意識され主張されるようになった。小倉も、地主的⼟地所有権は封建的土地所有権慣行の一部を継承した、とみる。なぜなら、それは用益権が所有権に従属するという点で、封建的土地所有権の性格を一部具有するからである。そのため明治前期の地主—小作関係は近代的側面と封建的側面の二面性をもつ、と考えている。

有賀喜左衛門の土地所有権と社会関係との関連は同族論として知られるものである。大家族に内在する家長と家族員との結合は、大家族を中心にして結成される同族組織の結合原理に拡張される。その場合、大きな經營の本家は耕作に労力を必要とするので、分家に土地を分与・貸与し、替わりに労働を調達する。この両者の関係が庇護―奉仕関係という同族関係として現れる。この同族結合は「民族的性格」であり、地縁的関係にすぎない集落内の農家の間でも実力差がつくと、顕在化し同族的系譜関係として展開する。

農業総合研究所グループの豊原村調査は、山形県庄内地方の封建的土地位所有から私的土地位所有への推進過程を具体的に捉えている。

磯辺俊彦によれば、初期本百姓経営においてとられた質入れ形態、「俵田預作」慣行の特殊性は、農民が縁故に預けたその土地のうえでなお自ら働き、その土地の生産物のすべてを渡口米として提供する、一種の請負耕作類似の関係であったことである。それは、実質的には未だ人と土地とは未分化の状態を保持していたのであり、生産物の一部を提供する、いわゆる小作関係であったのではない。この渡口米の固定化と水稻反収の漸進的な増大の過程で、地代がその土地で生産される生産物の一部としての剩余労働部分となることにより初めて商品化されることとなる。それは地主制の新たな関係への移行の開始を意味していた。地租改正は、すでに進行していたこれらの諸関係の変化を追認し「俵田預作」を崩壊させ、現物地代に立脚する寄生地主制を形成する制度的な画期をなした。

だが、商品経済・生産力の発展により、所有権と用益権の連動なき分離が農業経営の保全にとって弊害となり、且つ所有権優位にもとづく高額小作料が農民取り分増額要求と抵触するに至る。そしてそれは農民の労賃範疇の自立化を軸にしつつ明治農法の定着→小作争議というプロセスを経て昭和期に小作権の価格化という形態へと転移する。そこに寄生地主的土地位所有にたいする小農的土地位所有の新たな重層性の形成を見るのである。

報告者もまた同集落において、藩政後期に年季賣買の形で進んだ土地位の商品化は、本来表裏一体であった身分としての百姓（株）と土地保有とを事実上かい離させていたこと、地租改正はそうした年季先買慣行を踏襲すると共に、私的土地位所有の付与により土地位商

品化を一挙に促進させたこと（それは、明治前期における土地流動性の高さ、土地の売却相手が酒田などの商人で族団的・地縁的関係にとらわれぬところ等に端的に示される）、他方で、土地売買形態の多様さや土地売買価格差に土地商品化の過渡的形態（土地市場の二重性）を、また小作料の高額さと小作権の不安定さに土地用益権に対する土地位所有権の優越、を見出すのである。

明治中期以降、土地位所有権優位に片寄りすぎた地主小作関係に対して、是正が求められるようになる。明治中期から大正期にかけての土地流動形態の抵当と売買への限定化と流動面積の減少、借金相手の酒田商人から銀行及び周辺農家への変更、小作を集落の介在により秩序正しく行なおうという申し合わせ条項、大正末から昭和戦前期にかけての耕作権の商品化と地主制の後退・小作農の自作化、などにそれは現われる。また、土地流動における保証人に占める集落内農家・親族（身内）割合の増加は、明治以降強化されつつある「家」制度と変質した集落結合の再編の動きを投影する、と考える。戦後の農地移動の停滞性・社会性を、農業経済学者は経済体制と小農の行動様式から説明するのが一般的であった。たとえば小林茂は、戦後の日本独占資本の収奪機構のもとで農民の上向分解の道はとざされ、他方下向分解の圧力のもとで多数農家が零細なままとどめられたことに求める。小農的技術を適用して零細地片の耕作に從事させられるとき、耕地の個別生産性に惑惑されて、己れとその個別の耕地とのいわば人格的結合関係が擬制的に農民の意識のうえに形成され、それが、土地への強い執着となつて現れるからである。

同様の点を綿谷赳天は次のように論じた。労力が商品形態化していない小農は、自家労働を評価しない。彼らの手取部分（粗収益一

物財費—租税公課—負債利子）は、自家労働費を支出として天引きしないままに純収益＝儲けだとみなされる。そして、この経営の純利益は土地所有と經營が未分化のために、自作農的土地位所有（独占利用）の所産として意識され取得されるのである。ここから生じる自作農の物神的性質が、上・下層農家間の小作関係や雇用関係を單なる商品経済関係にとどめることなく、人格的庇護—従属関係にまで変質せしめるのである。

磯辺俊彦は、戦後自作農の農地賃借行動を次のように論理化した。自作農の借入（請負耕作）において、異質な二つの採算論理が存在する。一つは、専ら土地単位当たりの受託所得と委託所得のバランスを重視する考え方、他方は兼業方賃との見合いで受託手間賃を計算する考え方である。この請負耕作の二重の採算性を包摶し調和させるために、自作農は自家労働を二重に評価する。自作地では年間の生計費が賄う必要からそれに見合う高い自家労賃水準で、借入地での受託手間賃は臨時的な追加収入とみなされ、農外の日雇労賃に見合う程度のより低い切り売り労賃水準で評価するのである。つまり、借入地に対して、自作地ベースならともかく採算的でもない高額地代が支払われるるのである。その結果、自作農体制下の借地拡大は、自作地での余剰を食いつぶしていく意味で、量的にも採算的にも狭い限界内に閉ざされた借り足し的な性格のものになる、という。ところで、戦後自作農の変質を家制度とのかかわりで労働力面から論じた農業経済学の諸研究（大橋一雄、並木正吉、梶井功：要旨割愛）がある。労働力に注目したこれら論稿は、家制度の破壊と農業構造変動のきざしをいち早く捉えたが、小農あるいは土地所有の考察不足からその予想は大胆にすぎたきらいがある、と評しえよう。

〔2〕農家資産相続に関する諸説

土地所有と家族構造の交叉する一つの局面として、資産相続がある。まず、中川善之助によれば、相続の本質は財産の承継である。家制度は、構成員全員の財産共有もしくは縦有であるが、家長の権威の強化により家長個人の財産・家督の単独相続という側面が濃くなつた。ところで、資本主義の発展と共に、すべての財産は個人所有を基調とするようになる。そしてこれが家産的所有と衝突する。

相続形態を決める家族の枠組みについて、利害意義はいう。直系家族において、農業經營を担うあとづきと他出を予定される次三男・娘との間に利害対立がある。前者は經營規模維持を望むのに対し、後者は財産分与により生活保護されることが望ましいからである。

中尾英俊は、相続類型およびそれを規定する経済条件を整理する。東北農村は家維持の原理に支えられて単独相続が多い。商業的農業の未発達、農業經營の粗放性が、大きな經營面積と豊富な労働力の確保を必要とするためである。他方、西南農村は分家や土地以外の財産の分割が比較的に多い。集約的農業經營と農外労働市場の発展が小経営の分立を容易にし、財産の動産化も進めるからである。

兼業化・都市化の発展が相続形態に及ぼす影響については、一般的に次のように言われている。兼業化の一定段階の進展は、直系家族側には兼業収入の増加による農地確保の必要性の減退、また傍系家族側には雇用の不安定さによる家計補助のための農地分割要求の増大、をひき起こす。いずれにしろ兼業化により単独相続が減り、分割相続は増えるのである。都市化は、零細な農家の零細な地片分割を増加させる。農地が生産手段としての単位性を弱め、むしろ財産視されるようになるからである。

報告者は農家資産相続の枠組みと規定条件を次のように考える。

農家相続は、自家にとどまる直系家族員と他出を宿命づけられる傍系家族員との財産をめぐる対抗関係の中で決められる。両者の对抗は、地域一般に存在する相続についての社会規範により調整せらる。親から子への資産譲渡は経済的には蓄積された資本（土地を含め）の継続・再生産の仕方を意味するので、そこから土地所有の性格（家産的・生産手段的・財産的）をうかがい知ることが出来る。そして実態調査結果は、単独相続が主たる形態ではあるものの相続形態に地域差のあること、その背景には「家」構造の違いのあること、農業の集約度・商品化や生産力水準・生産規模あるいは農外労働市場の普及度が地域差を生む経済的条件であること、兼業の進行は農地分割の減少と農地外の財産分割の増加（生活手段および家産としての農地所有の根強さ）を、都市化は零細地片と農地以外の財産の分割増加（農地の財産視）をもたらしたこと、を指摘する。

(3) 農民意識研究の展開

福武直は、現代農民の社会的性格を、伝統的・非合理的なものから新しい性格への変化の過程と考える。伝統的農民意識は、戦前の地主的土地位所有制下の零細な家族經營を原型とする。そこでは、人口過剰により、土地こそが「生活の糧を生み出す」源泉であり、稼作中心の、労働集約的で、かつ生産力の低い農業が営まれていた。このような事態のもとで、農民は「自己」の労働の評価を棚上げして「家」に結集し、「家」は家長を中心とする上下の役割分担関係の位座に家族成員を組み込むことにより、その再生産をはかるのである。同様の事情で、農民は、村落（共同体）や身分階層的秩序（地主—小作関係）にも組み込まれ、それぞれの分限を守り、規制・支配

配に服することで村落社会の中で存続することが出来たのである。

福武の論理には、「存在と意識の関連」に関する部分と農民意識それ自体の内容に関する部分との二面が含まれている。そして、前者を承継したものに、島崎稔・細谷昂の説がある。島崎によれば、農民意識もまた、「存在が意識を規定する」宿命に沿って、階層分解との対応関係の中で、動態的に把握されなければならない。細谷もまた、農民意識が農民層分解により規定されるという立場にたっている。ただ、両者の間に介在し、その対応関係を屈折させるものとして、「家」の構造・村の構造・社会運動（そこににおける組織と指導、イデオロギー教化）を挙げる。農民意識は、社会運動を介して階級構造に規定される、と見る点に特徴がある。他方、後者即ち農民意識それ自体の内容を継承し、論議を進めたのが蓮見章彦である。氏は言う、戦後農村の近代化において、その内的要因としての主体性の問題を避けては通れない。ここで「内的要因」とは、「農民の生活態度」であり、それはまた、家計と當利の分離の上に、伝統主義と決別して成立する「合理的精神」を意味している。ここで「伝統主義」とは、「従来日常の習慣として行いきたれるところは、いささかも違つべからざる行為の規範なり」とする精神的態度および確信を意味する。

70年代以降、従来とはタイプの異なる農民意識研究が始めている。一つは、調査対象に即した綿密な観察や詳細な聞き取り等にもとづきつつ、トータルな農民意識構造をやや直觀的・思弁的に抽出し、理論仮説化を図ろうとする研究である。

村田健雄は、農民の社會意識を次のように摘要してみせた。「ムラ」は「△争▽社会」であり、その深層に「親子の間ですら、土地

を媒介とする敵しいゲゼルシャフト関係」が存在する。ゲマインシャフトは、表層にかぶさる「ムラの上部構造・タテマエ」なのである。「隣保相せめぐ競争」社会の故に、「ムラ」の都市化（商賈経済）の波に我先に進み、「農業社会のエーツス」を失い、「亡ぶ」のである。この「ムラの死」とは、「イエ対イエの緊張関係の消滅」であり、それは具体的には、「テリトリー意識」の消滅、成員の「集団のエーツスに対する無知・無関心」等で測られる。

もう一つは、一般の意識研究では既に広く普及している多变量統計手法を適用して、意識の分類や要因分析をする研究である。例えば、藤田利治は、意識調査で得たくらしの充実感ないし精神的な健康についての十五の意識項目を因子分析により四因子に集約する。具体的には、第一因子は精神病的反応、第二因子は拘束感・疎外感、第三因子は対人関係、第四因子は信心、と解釈される因子である。次に、これら因子の意識（スコア）が、それぞれ経済条件、地域、個人属性によって影響される度合を数量化一類により測定する。その結果、精神病的反応には、「健康状態」と「年齢」、拘束感・疎外感には「本人の仕事」、対人関係と日々の楽しさには「健康状態」、信心には「年齢」、「性」、「県」、がそれぞれ効いていること等を指摘した。

報告者は、「家」意識を社会規範として制度化されている度合とそこでの論理体系の二側面から論じている。第一に、「家」論理は位座に応じた役割観、質素儉約を旨とする生活観、刻苦勉励の勤労観、和重視の社会観、土地重視と先祖崇拜など広範囲の行動規範の束により構成されている。そして、それらが家産の維持継承を目的として秩序づけられ、価値づけられるのである。ただ、道徳的な倫

理観から経済的な生活観まで含むその体系は、互いに関連し、脈絡をもつてつながる故に一つの傾向を帶びる。全体に経済合理的な価値観が貫かれるのである。「家」意識はそうした自律的な体系として存在する。第二に「家」意識のもう一つの特徴として、それが社会規範として自立し制度化されていることを挙げうる。広く一般に支持されていること、経済条件より、年齢・続柄など属性条件に左右される度合が大きいこと、等に我々はそれをうかがい知ることが出来る。規範化された結果、人々は伝統を重視し、リジッドで規格化された行動をとるようになる。今日において「家」意識は、親子・夫婦の情愛の日常的やりとりの中に潜在化し、あまり意識にのぼらないが、「家」を単位として行動し、土地を家産として尊重する意識は堅持されている。

三 「家」構造の総合的把握にむけて

マルクスは、経済と社会、意識を峻別し、矛盾するものとして捉え、推転する経済が所有を媒介として社会、意識を規定するとみた。だが、経済と社会、意識を統合するメカニズムは、所有を媒介とするルートだけとは限らない。中根千枝の提唱する「場」の論理は、「場」を社会集団の構成要素として考えるのであるが、それには、①対象が生産手段というより資源、また経済というより生活といった広がりをもち、②対象との関係の仕方も、排他的・独占的な所有にはない共同あるいは占有の概念を含んでいる、ようと思われる。中根のいう「場」論とは次のようないmageである。

社会集団は、二つの異なる原理—資格と場—により構成される。ここで、「場」というのは、一定の地域とか、所属機関などのように、資格の相違をとわず、一定の枠によつて、一定の個人が集団を

構成している場合をさす。同質性を有せざる者が場によって集団を構成する場合は強力な恒久的な枠、たとえば居住あるいは経済的な外的な条件を必要とする。

清水盛光は、集団を構成する社会関係の特質に関し次のように整理する。社会関係は相互に限定しあう意味関係として形成される時、はじめて持続的でありうる。意味関係は、志向関係を含み、後者は次の三つのタイプに区別できる。①相互志向関係は、互いにあい対し、自他の差別意識をともなう、個人の志向として作用する。②共通志向関係は、互いの関係が同じ対象に向かって、平行的に働く。人々の志向は一致し、相互了解が個々人を結びつける。③共同志向関係においては、志向の個別性と自他の差別意識が消滅し、主体の一体的無差別化と、志向の共同的単一化とが成立する。さて、集団は目標志向の共同を本質とする。目標志向の共同とそれにもとづく協働関係は、欲求を充足させる。規範に対する志向の共同とそれがともなう規制関係は、集団秩序を維持しめる。そして、この両者が統一された時に、一体的感情が醸成される。

種々の「家」論の中で、中野卓のそれは一つの到達点であるようだ。報告者は思う。氏によれば、ローマ法の家父長制と対比して日本の「家」の特徴は、家制度体が家長を含む家成員すべてに対し優越する点にもとめられる。「家」は永続繁栄を目的とした経営体であり、その目的の実現のため独自の構成・運営原理をもつにいたつてゐる。政治的、経済的、社会的条件が自らの生活を保障していくたま、そのような家制度体を必要としたのである。家族は「家」の存立において不可欠な中核部分をなすが、家族的結合の原理と経営体としての「家」の原理とは必ずしも一致しない。両者を結びつけ

ているのは、「系譜的連続を家族が、家經營によって求めているがためである」。他方、家族的欲求（親子夫婦の人情や個人の幸福）は「家」の原理により規制され、切り捨てられる。

報告者も又、「家」構造を生産力（経済面）と生産諸関係（社会関係面、精神・社会規範面）に大別する。そして、第一に、生産力が生産関係に影響する筋道として、①マルクスのいう生産手段としての土地所有関係を介するルート（経済学的には、市場メカニズムによる剩余分配と蓄積方法）と、②中根の示唆する社会財を含む希少資源あるいは生活の場の占有関係を介するルート（組織原理にもとづく希少財あるいは公共財の利用・配分方法）との、二つを想定する。前者における社会関係は個人または家を単位とした相互作用であり、対等・等価そして経済齊合性（効率・機能性）を原理とする。後者のそれは清水のいう意味関係であり、特定の目的や社会規範により律せられる。

第二に、生産諸関係（社会関係と社会規範）それ自体の構造が問題である。清水に準じて整理すれば、「家」とは目標志向の共同とそれにもとづく協働関係で規範に対する志向の共同とその規制により秩序維持をはかる社会集団の一つということになろう。そして「家」にとって大切なことは、それら（協働関係や社会意識）が制度化（規範化）されているということである。それらは、移り変わる経済状況や本来的な家族的心情との対抗あるしは共同化の中で生成され発展すると同時に、過去から引き継いだ固有の論理・ルールを貫き、その実行を迫るものもある。具体的にまとめれば、「家」とは主として血縁者を構成員とする生産・生活共同体である。それは、未だ充分に商品経済（土地を含め）そして生産力の発

展しない段階において、生産手段であると同時に希少財・社会財としての価値をもつ土地——その所有・占有を基盤として結成された家族労作経営体である。経済状況の厳しさ・低さを投影して、土地の価値は労働に優越し、物神化が進行する。そこでは土地は家産であり、その維持・継承が目的となる。そのため、家族員の協働関係は役割分担が明確で、機能的秩序で律せられる。また、意識も先祖崇拜、儒教的な家族秩序観、質素儉約など伝統的な価値觀が唱道される反面、禁欲的労働觀、組織重視、功利的処世訓など経済合意的色彩も強い。つまり、「家」は普遍的な家族のもつ社会関係や意識よりも経営体としてのそれが優越し制度化されていること、そのため機能性と規範(的拘束)性を特質とするのである。